精神保健福祉士指定施設における相談援助業務の範囲

指定施設における業務の範囲等について（令和８年７月３日障発 0703 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

１　精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲

施行規則第２条第１号から第 14 号の２までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

（１）施行規則第２条第１号及び第５号に規定する精神科病院及び病院又は診療所にあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神科ソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー等の相談員

（２）施行規則第２条第２号及び第３号に規定する市役所、区役所、町村役場、保健所及び市町村保健センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員

（３）施行規則第２条第４号に規定する乳児院にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第１項、第３項及び第６項に規定する個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、児童指導員及び保育士並びに「里親支援専門相談員の配置について」（令和６年４月８日付けこ支家第 233 号）に規定する里親支援専門相談員（以下「里親支援専門相談員」という。）

（４）施行規則第２条第４号に規定する児童養護施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 42 条第１項、第３項及び第５項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員及び職業指導員並びに「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和３年３月８日付け子発 0308 号）別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に規定する自立支援担当職員（以下「自立支援担当職員」という。）並びに里親支援専門相談員

（５）施行規則第２条第４号に規定する福祉型障害児入所施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 49 条第１項及び第 14 項に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、心理担当職員及び職業指導員

（６）施行規則第２条第４号に規定する児童心理治療施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 73 条第１項に規定する心理療法担当職員、児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員並びに自立支援担当職員

（７）施行規則第２条第４号に規定する障害児通所支援事業を行う施設にあっては、相談援助業務に従事する職員

（８）施行規則第２条第４号に規定する障害児相談支援事業を行う施設にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第３条第１項及び第４項に規定する相談支援専門員及び相談支援員

（９）施行規則第２条第４号に規定する児童自立生活援助事業を行う施設にあっては、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の８第１項に規定する相談援助業務を行う指導員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和６年４月８日付けこ支家第 234 号）に規定する個別対応職員

（10）施行規則第２条第４号に規定する児童相談所にあっては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の３第２項第６号及び第６項に規定する児童福祉司及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）、「児童相談所運営指針について」（平成２年３月５日付け児発第 133 号）第２章第４節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、心理療法担当職員、児童指導員及び保育士並びに一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和６年内閣府令第 27 号）第 18 条第１項に規定する児童指導員、保育士、心理療法担当職員及

び個別対応職員

(11) 施行規則第2条第4号に規定する母子生活支援施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第27条第1項、第2項及び第4項並びに第30条において準用する第33条第1項に規定する母子支援員、少年を指導する職員、心理療法担当職員、個別対応職員及び保育士並びに自立支援担当職員

(12) 施行規則第2条第4号に規定する児童自立支援施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項、第3項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員及び職業指導員並びに自立支援担当職員

(13) 施行規則第2条第4号に規定する児童家庭支援センターにあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員

(14) 施行規則第2条第4号に規定する里親支援センターにあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6第1項に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者並びに「児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日付け児発第450号）別紙（施設機能強化推進費実施要綱）に規定する市町村連携支援員及び障害児里親等支援担当職員並びに「里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施について」(平成31年4月17日付け子発0417第3号）別紙（里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱）に規定する養親等相談支援員、自立支援担当職員及び「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第234号）に規定する家庭支援専門相談員及び心理療法担当職員

(15) 施行規則第2条第6号に規定する精神保健福祉センターにあっては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員

(16) 施行規則第2条第7号に規定する救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員

(17) 施行規則第2条第8号に規定する福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員)、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接員に相当する職員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第1項及び第2項に規定する女性相談支援員、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日付け雇児発0930第4号）別紙に規定する母子・父子自立支援プログラム策定員、「ひとり親家庭相談支援体制強化事業の実施について」（令和7年5月9日付けこ支家第214号）別紙（ひとり親家庭相談支援体制強化事業実施要綱）に規定する就業支援専門員、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員並びに「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労

支援員

(18) 施行規則第2条第8号に規定する市町村社会福祉協議会にあっては、「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員

(19) 施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあっては、知的障害者福祉法に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発0325002号）第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー

(20) 施行規則第2条第10号に規定する広域障害者職業センターにあっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第24条に規定する障害者職業カウンセラー

(21) 施行規則第2条第10号に規定する地域障害者職業センターにあっては、障害者の雇用の促進等に関する法律第24条に規定する障害者職業カウンセラー及び同法第20条第3号に規定する職場適応援助者

(22) 施行規則第2条第10号に規定する障害者就業・生活支援センターにあっては、「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙1「障害者就業・生活支援センターの指定と運営について」に規定する主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者並びに同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員

(23) 施行規則第2条第11号に規定する地域包括支援センターにあっては、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（同法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く。）に係る業務を行う職員

(24) 施行規則第2条第12号に規定する更生保護施設にあっては、「更生保護事業法施行規則の運用について」（平成14年6月10日付け法務省保更第357号）第3の1（2）アに規定する補導に当たる職員並びに更生保護委託費支弁基準（平成20年法務省令第41号）第7条第2項に規定する福祉職員、同令第7条の2第1項に規定する薬物専門職員及び同令第7条の3第1項に規定する訪問支援職員

(25) 施行規則第2条第12号に規定する保護観察所にあっては、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第20条に規定する社会復帰調整官及び更生保護法（平成19年法律第88号）第31条に規定する保護観察官

(26) 施行規則第2条第13号に規定する発達障害者支援センターにあっては、「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

(27) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号(第2項において読み替えられる場合を含む。)及び第3項に規定する生活支援員、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する職業指導員及び生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員及び同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び

同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員

(28) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、短期入所、重度障害者等包括支援、就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行う施設にあっては、相談援助業務に従事する職員

(29) 施行規則第2条第14号に規定する障害福祉サービス事業のうち、就労選択支援を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第173条の3第1項に規定する就労選択支援員

(30) 施行規則第2条第14号に規定する障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ（1）及びロ（1）、第6号イ（1）並びに第7号イ（1）に規定する生活支援員、同項第5号イ（2）に規定する就労支援員及び同項第2号イ（3）、第3号イ（2）、第4号イ（2）、第5号イ（3）及びロ（2）、第6号イ（2）並びに第7号イ（2）に規定するサービス管理責任者

(31) 施行規則第2条第14号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員

(32) 施行規則第2条第14号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項及び第4項に規定する相談支援専門員及び相談支援員

(33) 施行規則第2条第14号に規定する地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員

(34) 施行規則第2条第14号に規定する福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人

(35) 施行規則第2条第14号に規定する基幹相談支援センターにあっては、相談援助業務に従事する職員

(36) 施行規則第2条第14号の2に規定する高次脳機能障害者支援センターにあっては、「高次脳機能障害者支援事業の実施について」（令和8年4月7日付け障発0407第19号）別紙（高次脳機能障害者支援事業実施要綱）に規定する支援コーディネーター

2 精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第3号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

（1）施設告示第1号に規定する精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設

- 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成20年5月30日付け障発第0530001号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に規定する地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員

（2）施設告示第2号に規定するいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児

童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

・学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）第 65 条の 4 に規定するスクールソーシャルワーカー

・「教育支援体制整備事業費補助金交付要綱」（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 文科初第 1155 号）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に規定するスクールソーシャルワーカー

（3）施設告示第 3 号に規定するホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年 8 月 7 日法律第 105 号）に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設

・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に規定する生活相談指導員

3　施設告示第 4 号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施設告示第 1 号から第 3 号までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は次のとおりとする。ただし、いずれの施設も精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。

（1）「ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施について」（令和 7 年 5 月 9 日付けこ支家第 211 号）別紙（ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱）に基づく「就業支援事業」を行う施設

・就業相談業務を行う相談員

（2）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 9 条及び第 12 条に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設

・「女性支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 18 日付け社援発第 60 号）別添 2（女性相談支援センター設置要綱）第二の 2 に規定する相談支援員、心理支援員及び女性相談支援員

・女性自立支援施設の設置及び運営に関する基準（令和 5 年厚生労働省令第 36 号）第 9 条第 1 項第 2 号に規定する入所者の自立支援を行う職員及び同項第 4 号に規定する心理療法担当職員

（3）生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業を行う事業所、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331 第 21 号）（別添 1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業を行う事業所、「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成 27 年 4 月 9 日付け社援保発 0409 第 1 号）に基づく被保護者就労準備支援事業を行う事業所、「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日付け社援保発 0330 第 12 号）に基づく被保護者家計改善支援事業を行う事業所、生活保護法第 55 条の 10 第 1 項第 1 号に規定する子どもの進路選択支援事業を行う事業所、同項第 2 号に規定する被保護者就労準備支援事業を行う事業所、同項第 3 号に規定する被保護者家計改善支援事業を行う事業所及び同項第 4 号に規定する被保護者地域居住支援事業を行う事業所

・就労支援員

・被保護者就労準備支援担当者及び相談支援に従事する者

・家計改善支援員

・居住支援員

（4）都道府県社会福祉協議会

・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日付け社援発 0727 第 2 号）別添 15（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員

（5）「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 14（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター

・ひきこもり支援コーディネーター

（6）「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 31（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター
・相談援助業務に従事する職員
（7）生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関、同法第 3 条第 4 項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第 3 条第 5 項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所
・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、住まい相談支援員、就労準備支援担当者及び家計改善支援員
（8）「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成 23 年 4 月 25 日付け障発 0425 第 4 号）別紙（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 2 号）別添 2（地域移行・地域生活支援事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」及び「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号）別紙 2（地域生活支援促進事業実施要綱）の別記 2 － 18（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）に基づく「障害者の地域生活支援に係る事業」のうち、「アウトリーチ支援」を行う施設
・相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
（9）「地域生活支援事業等の実施について」別紙 1（地域生活支援事業実施要綱）別記 1 － 11 の 1（4）に基づく「日中一時支援」、別添 1 に基づく「障害者相談支援事業」又は別添 4 に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
・相談援助業務に従事する職員
（10）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 82 号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 20 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 20 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 3 号イからへまでに規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
・第 1 号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修若しくは上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
（11）雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 81 号）による改正前の雇用保険法施行規則第 118 条の 3 第 6 項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
（12）職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 8 条に規定する公共職業安定所
・精神・発達障害者雇用サポーター及び障害学生等雇用サポーター
（13）厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
・相談援助業務に従事する職員
（14）刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号第 3 条に規定する刑事施設、少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）第 3 条に規定する少年鑑別所
・刑務官、法務教官、法務技官（心理）及び福祉専門官
（15）生活保護法第 30 条に規定する日常生活支援住居施設
・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和 2 年厚生労働省令第 44 号）第 10 条第 1 項に規定する生活支援員及び同条第 3 項に規定する生活支援提供責任者
（16）児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行う施設

・「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和6年3月30日付けこ支家第183号）別紙（社会的養護自立支援拠点事業実施要綱）に規定する支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員
・「児童養護施設等体制強化事業の実施について」（令和8年4月17日付けこ支家第245号）別紙（児童養護施設等体制強化事業実施要綱）に規定する就労等定着支援員（以下「就労等定着支援員」という。）

(17) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行う施設
・「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和6年3月29日付けこ支家第184号）別紙（妊産婦等生活援助事業実施要綱）に規定する支援コーディネーター及び母子支援
・就労等定着支援員

(18) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第2条第5号に規定する民間あっせん機関
・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第36条第1項に規定する養子縁組あっせん責任者及び民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年厚生労働省告示第341号）第7の一（一）に規定する相談員

(19) 児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター
・児童福祉法第10条第1項第3号に規定する児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員
・「こども家庭センターガイドラインについて」（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号）別添（こども家庭センターガイドライン）に規定する統括支援員

(20)「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）別添（「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱）に基づく子ども家庭総合支援拠点
・相談援助業務を行っている職員

(21) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第13条に規定する子ども・若者総合相談センター
・相談援助業務を行っている職員

(22) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所
・「養育支援訪問事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第33号）別紙（養育支援訪問事業実施要綱）に基づく訪問支援者

(23) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所
・相談援助業務を行っている職員

(24) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記（1）から（23）までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
・当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

4　1から3までに定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

（1）精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令。以下「平成23年改正規則」という。）附則第3条の規定により施行規則第2条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第1条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第2条第6号に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精

神保健福祉法」という。）に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設にあっては、「精神障害者居宅生活支援事業の実施について」（平成14年3月27日付け障発0327005号）別添3（精神障害者地域生活援助事業運営要綱）に規定する世話人

（2）平成23年改正規則附則第3条の規定により施行規則第2条第13号に規定する施設において相談援助の業務に従事した者とみなされることとなる平成23年改正規則第1条による改正前の精神保健福祉士法施行規則第2条第6号に規定する障害者総合支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健福祉法に規定する精神障害者社会復帰施設及び障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することとされた精神障害者社会復帰施設にあっては、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号、第37条第1項第2号及び第40条第1項第3号に規定する精神障害者社会復帰指導員及び同令33条第1項第1号に規定する管理人

（3）平成23年改正規則附則第4条に規定する障害福祉サービス事業（児童デイサービスを行うものに限る。）を行う施設において、相談援助業務に従事する職員

（4）障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設及び知的障害児通園施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第17号）による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項（第49条第1項及び第56条において準用される場合を含む。）に規定する児童指導員及び保育士

（5）地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、共同生活介護を行う施設にあっては、相談援助業務に従事していた職員

（6）障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することとされたものを含む。）にあっては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員

5　業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1から4に掲げる職種の例に該当する者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。